





本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」 「12 つくる責任 つかう責任」 等に資する取組です。 2022年10月31日(月)

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 消費生活相談・消費者教育グループ

担当 寺澤、加藤

内線 5031、5032

タ イヤルイン 052-954-6165

一消費者トラブル情報ー

<あいちクリオ通信 2022年10月号 (No. 412) >

高額当選のSMSや電子メールに御注意! ~身に覚えがない場合は無視しましょう~

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、SMS (ショートメッセージサービス) や電子メール等による高額当選に関する相談が多く寄せられています。

悪質な業者は、有名人や資産家、懸賞サイトを名乗り、「高額当選した」「お金をあげる」などのメッセージをSMS等で不特定多数に送っています。メールの文面には「当選」「資金援助」といった、消費者の期待をあおる言葉を用い、サイトへの誘導や、連絡を取らせようとします。相手に連絡を取ると、登録料、手数料などの名目で金銭を要求してきます。

また、支払手段についても、プリペイドカードをコンビニで購入させ番号を聞き出すケース や口座振り込みを要求されるケース、業者から伝えられた支払番号を使ってコンビニで支払わ せるケースなど様々で、どのケースも**一度お金を払ってしまうと取り戻すことは困難**です。

相談事例

- 「当選した。お金を振り込む。」という SMS が届いた。返信すると手続のための事務手数料が必要と言われ、コンビニでプリペイドカードを購入し支払ったが、当選金は振り込まれない。返金してほしい。
- 「宝くじに当選した。手続はこちら。」という電子メールが来た。電子メールに記載の URL にアクセスし、クレジットカードの情報や個人情報を登録した。その後、お金が振り 込まれることはなく、クレジットカードの利用明細を見ると、心当たりのないサイトの会員費が支払われていた。返金と退会をしたい。

アドバイス

- 身に覚えのない SMS が届いた場合は絶対に連絡をしないようにしましょう。連絡してしまうと、相手とのやり取りの中で個人情報を聞き出され、それを元にさらに金銭を要求される可能性があります。
- 応募していない懸賞やキャンペーンに当選することはありませんので、信用せず無視するようにしましょう。
- 悪質な業者が支払を急かしたとしても、**応じずに連絡を絶ちましょう**。**一度支払ってしまうと取り戻すことは困難**になってしまいます。
- SMS 等が頻繁に送られる場合は、携帯電話会社各社が提供しているメールブロックサービスの利用を検討しましょう。
- 不安や疑問に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン **☎188」に相談**してください。

◇ 消費者ホットライン ☎ 1 8 8 (いやや!) ※身近な消費生活相談窓口につながります。